

個人情報保護審議会（第69回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年6月26日(土) 午後3時から午後4時50分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

兵庫県民会館 7階 「亀」

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩	伊藤 潤子
上羽 慶市	齋藤 修	藪野 正昭	

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長	井上 勝文
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の改正について(詰問受付番号15-4号案件)

事業者が取り扱う個人情報の保護について

5 議事の要旨

報告事項

委 員： 事業者に対する個人情報保護条例の適用について、事務局より説明していただく。

事務局より事業者に対する個人情報保護条例上の論点について説明が行われた。

委 員： 5,000件を超える個人情報データベースを取り扱う個人情報取扱事業者(以下「法適用事業者」という。)は、法律が適用される。論点としては、条例上、法適用事業者に対し、どのような対応をするのかということと、法適用事業者以外への対応である。

事業者の個人の取り扱いについて、法律の規定に委ねた場合、現行の条例、指針にあるセンシティブ情報の慎重取り扱いの規定が措置されないという問題がある。

事務局からの説明について、ご意見・質問を伺いたい。

委 員： 現行の事業者の規定を維持することは、上乗せ規制でも法と抵触しているわけではない。したがって、除外する積極的理由はない。

委 員： 勧告、公表の行政指導条例であれば、法律と条例において制度的な問題はない。

- 委 員：個人情報保護の立場に立った場合、5,000 件以下の個人情報データベースを取り扱う事業者（以下「法非適用事業者」という。）を対象外とせず、現行条例の規定の方が望ましい。
また、小規模事業者に対する行政からの指導は、必要であると思う。
- 委 員：取り扱う個人情報データベースの数が、5,000 件を超える事業者を法の対象とする根拠は、不明確である。したがって、5,000 件以下を対象外とするのは、少し気になる。個人情報保護の観点からは、委員ご指摘のように、事業者が取り扱う個人情報データベースの数が、5,000 超と 5,000 以下で区別せず、措置を講ずる必要があると思う。県の条例では、命令、罰則規定がなく、指導、啓発、支援という規定なので、法との抵触の問題はないと考える。
- 委 員：資料 7 の他府県の状況であるが、既に条例で事業者規定を置いている県は、法非適用事業者についても対象とする傾向にある。本県においても、すべての事業者に対する措置が定着しつつあるので、法非適用事業者についても、条例の対象とするのが妥当と考える。
- 委 員：法適用事業者を条例上、外す府県はあるのか。
- 事 務 局：埼玉県が外すと聞いている。その他の府県は現行維持と聞いている。
- 委 員：埼玉県は、法適用事業者については、法に委ねることとし、県は、法非適用事業者の事業者に対し規定を置くということか。
- 事 務 局：はい。
- 委 員：長野県では、どのような答申になっているのか。
- 事 務 局：長野県では、民間事業者部門に対する答申はない。今後、措置することになるのか、答申からは明確ではない。
- 委 員：議論を踏まえると、事業者が取り扱う個人情報データベースの数が、5,000 超、5,000 以下で区別をせず、現行条例の仕組みを維持することとすることが妥当である。問題は、条例の報告の徴収と勧告、公表と法律上の実効性確保の手続との整合性を図ることである。法非適用事業者は、条例手続でよいが、法適用事業者に対しては、調整が必要である。法適用事業者については、基本的に法律に基づく報告の徴収、助言、勧告を考えるのがよいのか。この整理をしておいた方が、報告の徴収、助言、勧告を行う実施機関にとっては明確でよい。
- 事 務 局：法と条例の調整における他府県の状況であるが、神奈川県では、法が適用される場合には、条例を適用しない予定で、法律に一本化するようである。
- 委 員：条例に基づく勧告なのか、法律に基づく勧告なのかという問題は、運用の問題であり、実施機関の方で、自覚して行えばよい問題と考える。
- 委 員：公表については、いかがか。

- 委 員： 法律には、公表の規定がない。
- 委 員： 神奈川県のように、法律に基づく手続しか使用しないとするのか、条例に基づく手続を残しておくのかという問題がある。
- 事 務 局： 条例に基づく手続を残しておく場合、実施機関が、法律に基づく場合と条例に基づく場合を使い分けると、事業者が混乱する可能性がある。
- 委 員： しかし、実効性の確保を含めて、法律と条例の二重の措置を残しておいてもよい気もする。
- 事 務 局： 法適用事業者については、法解釈・運用の全国統一性を確保するため、省庁との協議等もあり、法律が適用される場合は、法律が優先されるということで統一した方が明確ではないかと考えていた。
- 委 員： 命令、罰則を適用するのは、限られた場合である。そういう意味では、審議会に諮問し、勧告、公表する道を残しておいてもよいのではないかと思う。
- 委 員： 事業者にとって一番困るのは、国と県で解釈が異なる場合である。
- 委 員： 実効性確保関係の規定も含めて、事業者の規模とは関係なく、条例の事業者規定を残しておくべきであると思う。
- 委 員： では、取り扱う個人情報データベースが 5,000 件超、以下で区別せず、センシティブ情報の慎重取扱い規定を維持することで、事務局に、整理していただく。
- 委 員： 次は、法律第 50 条の適用除外規定について、議論していただきたい。
- 委 員： 法律第 50 条は、報道、著述、学術研究、宗教、政治の分野の団体等についての適用除外を定めている。適用除外とされた理由は、報道、著述、学術研究、宗教、政治の分野における個人情報の取扱いは、報道の自由、信仰の自由、学問の自由、政治活動の自由に密接に関連するものであり、その保障を徹底することが必要であると考えられたためであり、適用除外規定は必要であると思う。
- 委 員： 法律第 50 条第 2 項において、報道を定義しているが、これは諸外国では稀である。国家が報道を定義することは、好ましいことではない。
- 委 員： 条例において、法律と同様の適用除外を設けるのであれば、学術研究等を定義せず、報道機関だけを定義することは、おかしいと思う。
- 委 員： 適用除外規定を設ける場合、条例全体について適用除外とすべきか、実効性確保の箇所だけを外すという議論がある。
- 委 員： 全国の状況は、どのようになっているのか。
- 事 務 局： 答申で、法律第 50 条について記載している府県は少ない。他県の調査によると、報道機関等への適用除外を設ける予定の団体が 4 団体、設けない予定の団体が 19 団体、他は未定である。
- 委 員： 東京都は、どのような対応を行うのか。

- 事務局： 東京都は、適用除外を設ける予定である。
- 委員： 問題は、報道、学術研究団体等に対して、勧告を行い、勧告に従わない場合に、公表できる規定を設けておくべきかということである。
- 委員： 法律第50条第3項であるが、報道機関等においては、外部委員会、内部委員会、新聞紙面への記載等により、自ら必要な措置を講じることとしている。
- 法律第50条第3項では、努力義務となっているが、対応することは当然と考える。
- 委員： センシティブ情報の慎重取扱いについて、指針等に従った取扱いを努力していただくことについては、法律第50条第3項との関係においても問題はない。問題となるのは、県から報道機関等への勧告、事実の公表をできるようにしておくかということである。
- 委員： 県が、勧告するような事態は想定できない。
- 委員： 報道関係で問題となるのは、須磨の事件、長崎の事件のように、加害者の報道である。勧告、公表することが有効な手段なのか疑問はある。
- 委員： あのような場合、報道機関に対し、勧告することは現実的でない気がする。現行条例では、勧告等を行えるが、法律の制定に伴い、明文で適用除外するのも1つの考え方であると思う。
- 委員： 適用除外が規定されている理由は、報道の自由、信仰の自由、学問の自由、政治活動の自由が人間の基本的自由に関わる部分であるからである。
- 県が、報道、著述、学術研究、宗教、政治の分野の団体等について勧告、公表の規定を現行どおり設けるのであれば、審議会で改めて、議論を行う必要がある。
- 委員： 問題となっているのは、実効性確保の手段である。個人情報保護の責務、指針に基づいて対応する責務については、現行規定で問題ないと思うが、法律第50条の報道、著述、学術研究、宗教、政治の分野の事業者に対し、県が条例上、勧告、公表を行うことはいかがなものかと思う。事務局には、本日の意見について、整理していただきたい。
- 次に、苦情相談の処理の議論を行っていきたい。
- 事務局： 苦情相談の関係での論点は、苦情処理の規定が法律と条例の両方にあること、現行条例では、苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとするとなっているが、苦情処理を実効的に行っていくため、付加する部分があれば、ご意見を頂きたい。
- 委員： 苦情相談の処理に関する規定は、条例にも必要であり、特に議論すべきことはない。
- 事務局： 条例では、苦情相談を端緒として、報告の徴収、助言、指導、勧告、公表を行うことになる。現行でも、苦情相談について、実効性

のある制度であると考えている。

- 委 員： 問題は、苦情処理体制ではないかと思う。
- 委 員： 特に、苦情処理について、意見はない。
- 委 員： 苦情処理が特に多い部局はあるのか。
- 事 務 局： 県として、個人情報単独での苦情相談は、ほとんどなく、不当請求など消費生活と関連した相談に、個人情報に関わるものが混ざっているのではないかと考えている。
- 委 員： 事業者の個人情報の適切な取扱いについての相談件数は、正確に把握できていないと思う。今後は、個人情報の適正取扱いを意識した対応をしていただきたい。
- 事 務 局： 個人情報が漏えいしたという相談は、現在までのところない。
- 委 員： 続いて、事業者支援制度について、議論を行う。事業者への支援制度について、説明をしていただきたい。
- 事務局より事業者への支援制度について説明が行われた。
- 委 員： プライバシーマークとISMの登録件数はどのくらいか。
- 事 務 局： 把握していない。
- 委 員： プライバシーマークは、事業者支援というより、消費者、ユーザーの問題である。県民としては、その事業者で大丈夫なのかということが気になるが、保護措置をとっていることから、信頼できる面がある。
- 基本的には、県が行わなくとも、既存の制度を活用すればよいと思うが、プライバシーマークは簡単にはとれないという問題がある。
- 環境分野では、ISO14001の取得は、中小企業では無理であるため、自治体によっては、簡易なものを作成しようとしている所もある。
- 委 員： 論点は、事業者に対する支援制度をどのようにするのか、事業者において個人情報保護が適切に行われていることについての県民からの信頼性の確保をどのようにするのかということである。
- 委 員： 神奈川県の個人情報取扱業務登録制度の場合、個人情報を取り扱っている業者であることはわかるが、それを適正に取り扱っていることまではわからないという問題がある。
- 事 務 局： 神奈川県の個人情報取扱業務登録制度は平成2年、プライバシーマーク制度は平成10年、総務省の個人情報マーク制度は平成10年にできた制度である。制度に求められる役割も、時代によって変わってきていると思う。
- 委 員： ISMSは、民間の団体の調査を受けることになっている。神奈川県の制度では、消費者側に、登録業者であることで、適正に取り扱う事業者であるという印象を与える可能性がある。
- 事 務 局： 神奈川県の制度では、取り扱う個人情報の項目だけの登録である。プライバシーマークであれば、社内での取扱い規定、責任者の選任、体制の審査がある。そのため、プライバシーマークを取るには、多

- 大な労力がいる。
- 委 員： 形式的な審査だけでは、消費者に、県が適正事業者であると認められたという誤解を与える可能性がある。
- 委 員： 認定した事業者が不適正な取り扱いを行った場合、県に対して、クレームが来ると思う。
- 委 員： 山梨県の登録事業者数は、285件と少ないが、積極的にアピールしていないのか。
- 事 務 局： 積極的には、行っていないようである。神奈川県では、個人情報保護推進協議会という団体を設置し、登録事業者を増やしているようである。
- 委 員： プライバシーマークは、多額の費用がかかり、厳しい審査があるため、中小企業は、取得できない。自治体によっては、取得の助成を行っているところもある。
- 委 員： 自治体では、外注するときに、プライバシーマークを取得している事業者に限定しているところもあるようである。
- 委 員： 現段階で、神奈川県のような業務登録制度を本県に導入するということではない。
- 情報セキュリティに関する I S M S は、まだ一般的な話ではない。中小規模の事業者に対して、県としては、条例と指針による啓発だけにとどまっているが、果たしてそれでよいのかという問題がある。
- 県として、評価基準を策定し、認証制度のようなものを行うべきか、中小規模の事業者の仕組みをどのように作るか。
- 委 員： 業務登録の場合に、啓発セミナーに何回以上参加することを条件としてはいかがか。
- 委 員： 担当者のみの研修では、不安が残る。会社全体に周知できることが望ましい。
- 委 員： プライバシーマークを簡易化した制度を県が行うのであれば、予算、人材、評価基準という様々な問題がある。
- 委 員： 業界ごとに何か対応はないのか。
- 委 員： プライバシーマークのセミナーは、開かれている。
- 事 務 局： 認定個人情報保護団体も構成団体に対し、運用指針を示していく可能性がある。
- 認定個人情報保護団体に入っていることを事業者が公表することは、プライバシーマークの代替措置の1つではないかと思う。
- 委 員： マークというものは、社会的信用効果が高いと思う。したがって、行政が、社会的制度として、マークを作るのが一番よいと思う。しかし、県が、プライバシーマークのような制度を作るのは、大変であると思う。
- 委 員： I S O、プライバシーマークのどちらも自主規制であり、直接、行政が関与するのは、望ましいものではない。

神戸市では、簡易のISOを導入しているが、それがどこまで評価を受けるのかという次の問題がある。同じくらいの労力が掛かるのであれば、本来の制度を取得する方がメリットがある。

委 員： 条例制定時も、指針と業界のガイドラインに基づき、事業者の自主的な努力を促すしかなかった。指針に基づいて、事業者に自主的努力をしてもらうように県が啓発する施策以外、今のところないと思う。

事 務 局： 他府県の事業者支援制度を調べたところ、神奈川県、山梨県以外に、特徴あるものは、なかった。

委 員： 啓発窓口のようなものを作る予定はあるのか。

事 務 局： 現行では、県民情報室が担っている。

委 員： 法律の施行、省庁のガイドラインを踏まえて、特に中小事業者に対し、県の指針の見直し、窓口等の改正についての啓発活動を、今後、積極的に行っていただきたい。

事業者が取り扱う個人情報の保護については、本日の議論を踏まえ、事務局と会長で中間とりまとめ（案）を作成し、それについて議論していただくこととする。

本日の議論は、ここまでとする。

6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第69回）資料

平成 年 月 日

個人情報保護審議会会長

平成 年 月 日

個人情報保護審議会委員